

(見本)公的年金等の源泉徴収票 裏面

(注意)下記見本は原寸大ではありません。

重要

【経営移譲年金又は特例付加年金を受給されている方へ】

農地等を受給者が取得したり、後継者等に貸し付けた農地等が返還された場合は、経営移譲年金又は特例付加年金が支給停止となる場合がございますので、このような事象が発生する(した)場合には、必ずお近くの農業委員会、JAもしくは当基金までご相談ください。

★農業者老齢年金のみを受給されている方は、関係ありません。

※ 大切なお知らせですので、紛失しないように大事に保管してください。通知内容はこの裏側にあります。

※ 当基金へ年金記録に関する照会をされる際には本人確認のため、年金証書記号番号、氏名、住所及び生年月日を確認させていただきます。

左下の矢印からゆっくりはがしてご覧ください。

← (水にぬれた場合は乾かしてからはがしてください。)

「公的年金等の源泉徴収票」のご案内

1. この公的年金等の源泉徴収票は、あなた様が農業者年金の他に所得があって、税務署に確定申告をする必要がある時等に使用します。紛失されないよう大切に保管してください。
2. この票の支払金額は、令和7年中にあなた様に支払った農業者年金の金額を記載したものです。
3. 令和7年中に初めて年金を支給された方、年金額が改定された方は、この源泉徴収票の支払金額と現在所持している年金裁定通知書の年金額とが相違する場合がありますのでご承知ください。
4. 所得税を源泉徴収されている方(源泉徴収税額欄に金額が記載されている方)は、この源泉徴収票を使用して、税務署で確定申告を行ってください。

【ご参考】年金所得者にかかる確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である時には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません(確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要です)。

(注) 確定申告が不要な場合でも住民税の申告が必要な場合があります。
詳しくは、お住いの市(区)役所または町村役場におたずねください。

「公的年金等の源泉徴収票」の見方について

1. 令和4年分の源泉徴収票から、下表のとおり5つの年金種別を「旧制度年金分」と「新制度年金分」に分けて、制度単位での支払金額及び源泉徴収税額をそれぞれ記載しています。

年金の種類	所得税法上の区分
旧制度年金分 ・経営移譲年金 ・旧農業者老齢年金 ・特例老齢年金	第203条の3第1号・第4号 第203条の3第2号・第5号 第203条の3第2号・第5号
新制度年金分 ・特例付加年金 ・新農業者老齢年金	第203条の3第1号・第4号 第203条の3第2号・第5号

2. 受給権のない年金制度の源泉徴収票には、「*」(アスタリスク)が印刷されています。
3. 支払金額欄に「¥0円」と記載されてるものは、年金が支給停止となっているため、その年の支払いがなかったものです。